

## ○ 役員退職慰労金支給規程

### (総則)

第1条 公益財団法人海外漁業協力財団（以下「財団」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職した場合においては、この規程の定めるところにより、退職慰労金を支給する。ただし、役員が定款第33第1号の規定により解任された場合は、当該役員には、退職慰労金は支給しない。

### (退職慰労金の額)

第2条 退職慰労金の額は、在職1月につき、退職の日におけるその者の俸給の年額（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第2項に基づき、評議員会の承認を得て決定された報酬の額をいう。）を12で除して得た額（1,000円未満の端数は切り捨て。以下「退職慰労金基礎額」という。）に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの退職慰労金基礎額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職慰労金の額は、水産庁長官の承認を得てその者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

### (在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

### (再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日の翌日に再び同一の役職の役員に就任したときは、その者の退職慰労金の支給については引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又は、その翌日において役職を異にする役員に就任したときも同様とする。

### (退職慰労金の支給)

第5条 退職慰労金は、法令によりその退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

### (遺族の範囲及び順位)

第6条 前条に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職慰労金の支給を受ける順位については、職員退職手当支給規程第12条の規定を準用する。

(遺族からの排除)

第6条の2 次に掲げる者は、退職慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 役員を故意に死亡させた者

(2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職した場合等の退職慰労金の取扱い)

第7条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し、又は解任されたときは、退職慰労金は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職慰労金が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職慰労金の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第7条の3において同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職慰労金の支給の一時差止め)

第7条の2 理事長は、退職した役員に対しまだ退職慰労金が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職慰労金を支給することが財団の事業の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるときは、退職慰労金の支給を一時差し止めることができる。

2 理事長は、前項の規定による退職慰労金の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。

ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職慰労金の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 理事長は、前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し、必要な事項は、国家公務員退職手当法施行令の規定に準じて取扱うものとする。

(退職慰労金の返納)

第7条の3 退職した役員に対し退職慰労金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、その支給した退職慰労金の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

(実施細則)

第9条 第1条から前条までに定めるもののほか、役員退職慰労金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。